

「民事執行法の改正に関する中間試案」に対して寄せられた意見の概要

- 意見募集の結果、民事執行法の改正に関する中間試案（以下「試案」という。）に対し、合計200通（団体から39通、個人から161通）の意見が寄せられた。

意見を提出した団体の名称と本資料中での略称は、別紙のとおりである。

- この資料では、試案に掲げた個々の項目について寄せられた意見を【賛成】【反対】などの項目に整理し、意見を寄せた団体等の名称を紹介するとともに、理由等が付されているものについてはその関連部分の概要を紹介している。また、その他の意見については【その他の意見】などとしてその概要を紹介している。

なお、寄せられた意見の中で、表現等が異なっても同趣旨の意見と判断されるものについては、同一の意見としてとりまとめた。

第2 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策

(総論的事項に関する意見)

- ・ 近年、公共事業や企業活動等からの暴力団排除の取組が官民を挙げて行われており、不動産取引の分野においても、様々な措置が講じられている。これに対し、民事執行法による不動産競売においては、暴力団員であることのみを理由として不動産の買受けを制限する規律は設けられていない。このため、暴力団が、不動産競売において買い受けた建物を事務所として利用する事例や、その転売により高額な利益を得た事例等があり、不動産競売が民間等における暴力団排除の取組の抜け道となってしまうている。(大阪弁、神奈川県弁、岐阜県弁、札幌弁、一弁、二弁、東弁、日司連、日弁連)
- ・ 暴力団の活動の拠点である暴力団事務所は、対立抗争が発生すると反目する暴力団による攻撃の対象となるから、極めて危険であり、周辺住民が平穩に居住する権利(人格権)を侵害する存在である。(大阪弁、岐阜県弁、札幌弁、二弁、日弁連)
- ・ 民間の不動産取引に関して、各都道府県の暴力団排除条例の多くは、譲渡の相手方が当該不動産を暴力団事務所の用に供しないことを確認すべき義務等を課している。また、民間取引では、買主が暴力団員等の反社会的勢力である場合には、不動産を譲渡しないことが一般的になっている。(大阪弁、岐阜県弁、札幌弁、二弁、日弁連)
- ・ 国有地の売却については、「一般競争入札等の取扱いについて」に定める手続によって、暴力団員等による国有地の買受けが規制されている。(大阪弁、岐阜県弁、札幌弁、二弁、日弁連)
- ・ いったん暴力団関係者が不動産の所有権を取得して暴力団事務所が開設されてしまうと、その排除が困難であるのが実情である。(岐阜県弁)

【その他の意見】

- ・ 試案で示された方策によれば結果的に競売手続の迅速性が損なわれる可能性があるものの、公益のために真の実効性を追求するには銀行としてある程度の受忍もやむを得ないと考えられるため、方向性に異論はない。(全銀協)

1 買受けを制限する者の範囲

(1) 次に掲げる者による不動産の買受けを制限するものとする。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下、アとイを

併せて「暴力団員等」という。）

- ウ 法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの
- (2) (1)のいずれかに該当する者の計算において買受けの申出をした者による不動産の買受けを制限するものとする。

(意見の概要)

1 試案(1)アに対する意見

【賛成】大阪弁，沖縄弁，神奈川県弁，岐阜県弁，札幌弁，一弁，二弁，東弁，日司連，日弁連，広島弁，早稲田大研究会，個人

- ・ 買受け制限の対象とする「暴力団員」の範囲については，実質的に定義すべきである。(大阪弁，二弁，日弁連)

2 試案(1)イに対する意見

【賛成】大阪弁，沖縄弁，神奈川県弁，岐阜県弁，札幌弁，一弁，二弁，東弁，日弁連，広島弁，早稲田大研究会，個人

- ・ ある者が現に暴力団員であるか否かを判断することが極めて困難であることや偽装離脱が少なくないこと等に鑑みれば，他の法令の定めや民間取引の例にならい，「暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を買受け制限の対象とすべきであり，かかる者を対象とすることに目的達成の手段としての合理性もある。(大阪弁，札幌弁，二弁，東弁，日弁連)
- ・ 買受け制限の対象とすべき元暴力団員の範囲については，「暴力団員でなくなった日から5年」という期間が問題となり得るが，ある者が現に暴力団員に該当するか否かを判断することが困難であることに加え，暴力団の影響を受けている可能性がある者を広く排除する必要性や，民間取引の例等との平仄を踏まえれば，5年という期間が長期に過ぎるものではない。(一弁)

【反対】日司連，個人

- ・ 一定の範囲で元暴力団員の買受けを制限する必要があるものの，その範囲については慎重な検討を要する。最判平成27年3月27日民集69巻2号419頁は，市営住宅条例における暴排条項の合憲性を判断するに当たり，「暴力団員は，自らの意思により暴力団を脱退し，そうすることで暴力団員でなくなることが可能である」ことをその理由として掲げている。また，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条の5第2項は，準暴力的要求行為を行うことが禁止される者として，「指定暴力団員の威力を示すことを常習とする者」で当該指定暴力団の「指定暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を対象としており，その内実を区別する姿勢がある。

不動産競売における買受け制限の対象についても、少なくとも、同項と同様の範囲とすべきである。(日司連)

- ・ 試案(1)イについては、「暴力団員でなくなった日から3年を経過しない者」とすべきである。元暴力団員の範囲については、各種業法において5年とする例もあるが、今回の立法は、単に不動産を取得するだけであり、元暴力団員の買受けを制限するのは、離脱の偽装を排除するためだけであるから、3年で足りる。また、民間の取引においても5年とする例が多いが、今回の立法は、法律により国民の制限を制限するものであるから、必要以上の制限をすべきではない。(個人)

3 試案(1)ウに対する意見

【賛成】 大阪弁, 沖縄弁, 神奈川県弁, 岐阜県弁, 札幌弁, 一弁, 二弁, 東弁, 日司連, 日弁連, 広島弁, 早稲田大研究会, 個人

- ・ 不動産競売においては法人が買受人となる場合が多いことを考慮すれば、暴力団への不動産の供給減を断つという目的を達成するためには、暴力団と関連のある法人の買受けを制限することが必要である。(大阪弁, 札幌弁, 二弁, 東弁, 日弁連)
- ・ 実際に、暴力団の組長が代表取締役を務める株式会社や暴力団員が役員を務める法人等が不動産競売において取得した物件が、暴力団事務所として利用されている事案がある。(神奈川県弁, 岐阜県弁)

【その他の意見】

- ・ 登記事項でない役員がいる場合には、役員の特定に支障を生ずるおそれがあるとの指摘があった。(裁判所)

4 試案(2)に対する意見

【賛成】 大阪弁, 沖縄弁, 神奈川県弁, 岐阜県弁, 札幌弁, 一弁, 二弁, 東弁, 日司連, 日弁連, 広島弁, 早稲田大研究会, 個人

- ・ 試案の(1)アからウまでの者が、暴力団員以外の関係者を利用して不動産を入手することを防止する必要があるから、民事執行法第71条第3号にならって、その買受けを制限すべきである。(大阪弁, 札幌弁, 一弁, 二弁, 東弁, 日弁連, 個人)
- ・ 民事執行法第71条第3号は、同条第2号の資格制限の潜脱を防止する趣旨で、買受資格を有しない者が自己の計算において他人名義で買受けの申出をさせることを禁じており、同条第4号にも同趣旨の規定がある。これにならい、暴力団員の買受け防止についてこれらと異なる規律とする理由はない。

(日弁連)

- ・ 試案(2)のような規律を設けること自体により、一定の抑止効果があり、民事執行法第71条第3号を踏まえると、現行法とも整合性がある。(個人)

【その他の意見】

- ・ 暴力団員該当性に加え、出捐者が誰かを適切に認定することは、困難であるとの指摘があった。(裁判所)

5 買受けを制限する者の範囲に関するその他の意見

- ・ 試案に掲げられた者のほか、いわゆる周辺者の買受けを制限するか否かが問題となるが、周辺者の範囲が不明瞭であることから、買受け制限の対象には含めないとする案に賛成する。(沖縄弁)

2 執行裁判所の判断による暴力団員の買受けの制限

執行裁判所は、最高価買受申出人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が1(1)のいずれかに該当する者であると認めるときは、売却不許可の決定をしなければならないものとする。

(意見の概要)

【賛成】大阪弁，沖縄弁，神奈川県弁，岐阜県弁，札幌弁，一弁，二弁，東弁，日司連，日弁連，広島弁，早稲田大研究会，個人

- ・ 暴力団員等が不動産競売を通じて不動産を取得することを防止するためには、罰則等の事後的な制裁のみでは不十分であり、民事執行の手續の過程において、これらの者による買受けを許さないものとする仕組みを構築する必要がある。そのための仕組みとしては、最高価買受申出人が暴力団員に該当することなどを売却不許可事由として規定するのが適切である。(大阪弁，二弁，東弁，日弁連)

【その他の意見】

- ・ 最高価買受申出人が暴力団員に該当するか否かについて執行裁判所が実質的に審査しなければならないとした場合には、警察からの回答結果の信用性を吟味しなければならないが、その判断をするに足りる裏付け資料が回答に添付されるのかが不明であるとの指摘があった。また、最高価買受申出人が暴力団員に該当するとの回答があった場合に、予め最高価買受申出人に反論の機会を与える必要があるか否かが明らかでないとの指摘があった。(裁判所)

- ・ 最高価買受申出人が暴力団員に該当するか否かの判断を、警察から寄せられる情報のみに依拠してすることにより、競売手続の円滑性を確保することができる。(日司連)

3 2の判断のための警察への照会

(1) 最高価買受申出人についての警察への照会

ア 警察への照会のために必要な事項の明示

(ア) 不動産の売却の手続において、買受けの申出をしようとする者は、その買受けの申出の際に、自己（その者が法人である場合にあつては、その役員）の氏名、生年月日及び性別その他警察への照会に必要な事項を明らかにしなければならないものとする。

(イ) 買受けの申出をしようとする者は、(ア)の事項を証するため、住民票の写しその他の文書を提出しなければならないものとする。

イ 執行裁判所による照会の時期及び対象

(ア) 最高価買受申出人が決定した後、執行裁判所は、最高価買受申出人（その者が法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員等に該当するか否かについて、警察への照会をするものとする。

(イ) (ア)の規定にかかわらず、執行裁判所は、(ア)の警察への照会をしなくても、最高価買受申出人（その者が法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員等に該当すると認められないと判断される事情があるときは、(ア)の警察への照会をせずに、売却の許可又は不許可の判断をすることができるものとする。

(2) 自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者についての警察への照会

ア 最高価買受申出人が決定した後、執行裁判所は、最高価買受申出人が第三者の計算において買受けの申出をした者であると認めるときは、当該第三者（その者が法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員等に該当するか否かについて、警察への照会をするものとする。

イ アの規定にかかわらず、執行裁判所は、アの警察への照会をしなくても、アの第三者（その者が法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員等に該当すると認められないと判断される事情があるときは、アの警察への照会をせずに、売却の許可又は不許可の判断をすることができるものとする。

(意見の概要)

【賛成】大阪弁，沖繩弁，神奈川県弁，岐阜県弁，札幌弁，一弁，二弁，東弁，日司連，日弁連，広島弁，早稲田大研究会，個人

- ・ 暴力団員等に関する情報は，警察に照会しない限り容易に収集することができないから，暴力団員による買受け防止の方策の実効性を確保するためには，警察への照会が必要である。(大阪弁，沖繩弁，神奈川県弁，岐阜県弁，一弁，二弁，東弁，日弁連)
- ・ 買受けの申出をした者に照会に必要な事項を明示させることは必要であり，また，その誤りや虚偽陳述を防ぐため，その事項の正確性を担保するための文書提出を義務付けることが適切である。(大阪弁，二弁，日弁連)
- ・ 警察への照会のために必要な事項の明示は，買受けの申出をしようとする者にとっては負担となるものであるが，暴力団員による買受け防止という目的のためには，やむを得ないものである。(沖繩弁)
- ・ 法人の役員の生年月日等を証明するための文書としては，必ずしもその住民票による必要はなく，その生年月日等が記載された役員名簿に代表者による正確性の証明を付させた文書によるなどの代替手段が考えられる。(大阪弁，日弁連)
- ・ 執行裁判所が，最高価買受申出人等が暴力団員等に該当するとは認められないと判断するに足る資料を有しているとき等は，警察への照会を行う必要性，合理性を欠くから，警察への照会をせずに，売却の許可又は不許可の判断をすることができるものとする試案の規律は適当である。(大阪弁，札幌弁，二弁，東弁，日司連，日弁連)

【その他の意見】

- ・ 氏名（ふりがなを含む。），生年月日，性別等を明らかにさせ，それらを証するために住民票を提出させることについては，基本的に賛成であるが，買受けの申出をしようとする法人が，近接する時期に行われた他の競売手続において売却許可決定を受けていたような場合には，その役員の住民票の提出を省略することができるものとするなどの運用上の柔軟な工夫が期待される。(一弁)
- ・ 執行裁判所において，警察への照会をまたずに，最高価買受申出人が暴力団員等であると認定することができるような場合もあり得るため，そのような場合には，警察への照会をすることなく，売却不許可の決定をすることができるようにすべきである。(一弁)
- ・ 試案(1)イ(イ)の「暴力団員等に該当するとは認められない」場合としては，例えば，落札件数の多い宅建業者が最高価買受申出人である場面があり得るが，暴力団員がそのような業者を介して入札することも想定されるため，そ

の要件を明確化・実質化すべきである。(二弁)

- ・ 試案(2)に規律に対しては、予め執行裁判所に対して第三者の住民票の写し等が提供されるわけではないため、警察への照会を行うために必要な人定事項が不明であるとの指摘があった。また、仮に、職権で第三者の人定事項を調査したとしても、最高価買受申出人が第三者の計算において買受けの申出をしたこと自体を否認するのが通常である以上、第三者の人定事項が明らかになることはほとんどないと思われるとの指摘があった。(裁判所)
- ・ 特別売却の場合についても、暴力団員等に該当するか否かを審査するための仕組みを検討しておく必要がある。(早稲田大研究会)
- ・ 代金不納付により民事執行法第80条第2項が適用される場面では、代金不納付となった段階で、売却許否の決定をする前に警察への照会等を行い、次順位者が暴力団員等に該当するか否かを判断することになろう。(早稲田大研究会)

4 暴力団員に該当しないこと等の陳述

(1) 陳述の内容等

ア 買受けの申出をしようとする者(法人である場合を除く。)は、買受けの申出の際に、次に掲げる事項を宣誓の上で陳述しなければならないものとする。

(ア) 自らが暴力団員等ではないこと。

(イ) 自らが、暴力団員等、又は法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるものの計算において買受けの申出をする者ではないこと。

イ 法人である買受けの申出をしようとする者の代表者は、買受けの申出の際に、次に掲げる事項を宣誓の上で陳述しなければならないものとする。

(ア) 当該法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者がいないこと。

(イ) 当該法人が、暴力団員等、又は法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるものの計算において買受けの申出をする者ではないこと。

(意見の概要)

【賛成】大阪弁、沖繩弁、神奈川県弁、岐阜県弁、札幌弁、一弁、二弁、東弁、日司連、日弁連、広島弁、早稲田大研究会、個人

- ・ 民間の取引や公有地の売却等においては、取引の相手方に対し、自らが暴

力団員ではないこと等を誓約させる方式が広く定着しており、その事前抑止効果が高く評価されている実情がある。(大阪弁、神奈川県弁、岐阜県弁、二弁、東弁、日弁連)

- ・ 買受けの申出の際に一定の陳述を義務付けることは、買受けの申出をしようとする者にとっては負担となるものであるが、暴力団員による買受け防止という目的のためには、やむを得ないものである。(沖縄弁)

(2) 虚偽陳述に対する制裁

ア 保証の不返還

(7) 最高価買受申出人(その者が法人である場合にあってはその代表者)が故意により虚偽の陳述をした場合において、最高価買受申出人につき2による売却不許可の決定が確定したときは、執行裁判所は、当該最高価買受申出人が民事執行法第66条の規定により提供した保証の返還を請求することができない旨を決定することができるものとする。

(イ) (7)の決定に対しては、執行抗告をすることができるものとする。

(ウ) (7)の決定により最高価買受申出人が返還を請求することができない保証は、民事執行法第86条第1項に規定する売却代金とするものとする。

イ 罰則

(1)の陳述をした者が(故意により)虚偽の陳述をした場合につき、罰則を設けるものとする。

(意見の概要)

1 試案ア(保証の不返還)に対する意見

【賛成】大阪弁、岐阜県弁、札幌弁、一弁、二弁、東弁、日司連、日弁連、広島弁、早稲田大研究会、個人

- ・ 最高価買受申出人等が暴力団員等であった場合には売却不許可決定がされることとなるが、この場合には競売手続が遅延することが避けられない。遅延による関係人の不利益を補うため、保証の不返還の制裁が必要である。(大阪弁、二弁、日弁連)
- ・ 保証の不返還の根拠としては、暴力団対策法や金融機関等による反社対応等により、暴力団員等に対する金融・信用供与が著しく制限されている現状においては、その原資は何らかの不法行為による収益に基づくものである可能性が高く、これを売却不許可決定によって暴力団員等に返還することは、そのような不法収益に基づく可能性が高い資金を暴力団員等に結果的に保持

させてしまう結果となって相当ではなく、むしろこれを配当原資とすることで、正常な債権回収に資する形で利用すべきであるという意見があった。(早稲田大研究会)

【保証の不返還に関するその他の意見】

- ・ 保証の不返還に関しては、執行手続の中で最高価買受申出人の故意を認定することは容易ではなく、保証の不返還決定をすることが實際上困難となるおそれがあり、保証の不返還の規律が制裁として機能しないことが懸念されるとの指摘があった。(裁判所)
- ・ 売却不許可決定の中で保証の不返還についても決定するものとするか、(売却不許可決定とは別にする) 保証の不返還の決定に対しては暴力団員該当性を争うことができないものとしなければ、暴力団員該当性を二重に争えることとなり、手続経済に反するとの指摘があった。(裁判所)
- ・ 保証の不返還の制度は、手続を重くする。また、虚偽陳述を防止するためには、これに対する刑罰を設ければ足りるから、保証の不返還にこだわるべきではない。(個人)

2 試案イ(罰則)に対する意見

【賛成】大阪弁, 岐阜県弁, 札幌弁, 一弁, 二弁, 東弁, 日司連, 日弁連, 広島弁, 個人

- ・ 陳述の仕組みの実効性を確保し、虚偽陳述を可及的に防止する観点から、保証の不返還や罰則が必要である。(大阪弁, 二弁, 日司連, 日弁連)
- ・ 陳述の仕組みの実効性を担保するためには制裁が必要であると考え。ただし、「虚偽の陳述」には、それが故意にされたものである旨を包含することから、試案の「故意による」や「故意により」の文言は削除すべきである。(神奈川県弁, 東弁)
- ・ 虚偽の陳述に対する罰則の根拠は、民事執行手続の適正な運営という社会的法益の保護にあるから、その罰則としては、民事執行法第205条第1項と整合する規律を設けるべきである。(札幌弁)
- ・ 虚偽陳述に対する罰則については、虚偽の陳述に加えて、不動産を競落したことを構成要件とすべきである。(一弁)

【罰則に関するその他の意見】

- ・ 試案によれば、暴力団員が虚偽の陳述をして買受けの申出をした場合においては、売却不許可決定がされれば保証の不返還の制裁があり得るのに対して、売却許可決定がされた場合にはこれに相当する制裁がない。売却許可決

定がされた場面における制裁については、①売却不許可決定がされた場合との制裁の均衡、②当該売却許可決定による買受けの民事上の効力について、更に検討する必要がある。(札幌弁)

- ・ 暴力団員が最高価買受申出人であることを執行裁判所が看過して売却許可決定をしてしまった場合に備えて、競落された不動産を没収することができるような方策を検討する必要がある。例えば、偽計等を用いて強制執行の売却の構成を害すべき場合は、刑法第96条の4の強制執行関係売却妨害罪に該当するため、同条を積極的に運用することが考えられ、さらに、虚偽の陳述による買受けに対する罰則を整備するとともに、必要的没収の規定を整備することが考えられる。(一弁)
- ・ 暴力団員等が、自らが暴力団員等であることを秘して売却許可決定を得た場合には、現行の刑罰法規(刑法第246条第1項の詐欺罪や同法第96条の4の強制執行関係売却妨害罪)により処罰されるものと考えられるが、より直截に、暴力団員等による買受けそのものを処罰対象とする罰則の制定も検討すべきである。(日弁連)

3 虚偽陳述に対する制裁に関するその他の意見

- ・ 最高価買受申出人が暴力団員である旨が事後的に判明した際に、不動産の所有権移転についての民事上の法的効果を覆すことができるような手立て・方法をも併せて検討することが望ましい。(沖縄弁)

第3 子の引渡し強制執行に関する規律の明確化

1 直接的な強制執行の規律の明確化

子の引渡し強制執行に関して、執行官が債務者による子の監護を解くために必要な行為をする場合（直接的な強制執行）の規律を明確化するものとする。

（意見の概要）

1 試案の本文に対する意見

【賛成】大阪弁，沖縄弁，kネット，家庭問題情報センター，札幌弁，一弁，二弁，東弁，日司連，日弁連，連合，広島弁，福岡県弁，早稲田大研究会，個人

(1) 規律の明確化の必要性等に関する意見

- ・ 現在の民事執行法には子の引渡し強制執行に関する明文の規定がなく、実務では、動産の引渡しに関する規律を類推適用しているが、人格を持つ子を、感情や意思を持たない動産と同列に扱うのは適切ではなく、このような状況は、強制執行の実効性及び迅速性の確保や子の心身に与える影響に対する配慮が十分とはいえない。（沖縄弁，一弁，二弁，日司連，日弁連，広島弁，福岡県弁）
- ・ 現在の実務では、執行官が実力の行使を控え、主として説得により債務者に任意の引渡しを求めているのが実情である。執行官による現場での判断の負担を減らすとともに、一定の制限を課し、子の福祉への十分な配慮に基づき実効的な執行が可能となるようにすべきである。（一弁）
- ・ 現在の実務では、子の引渡しの直接的な強制執行の奏効率が低い。平成28年度の子の引渡し強制執行の申立ての件数は116件であったのに対し、実際に子が引き渡されたのは、32件であり、その奏効率は27.6%にとどまる。（日弁連，広島弁）

(2) 規律の明確化に当たっての観点等に関する意見

- ・ 子の引渡し強制執行に関する規律の明確化に当たっては、子の福祉に配慮した規定が定められるべきである。（大阪弁，東弁，日司連，連合，個人）
- ・ 子の引渡し強制執行に関する規律の明確化に当たっては、確実に子の引渡しを実現することができるような規律を設けるべきである。債務名義作成過程において子の最善の利益や子の福祉が十分に考慮されているはずであるから、その債務名義に従って引渡しを実現することが、子の福祉に適うからである。（二弁）

- ・ 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化に当たっては、強制執行の実効性の強化及び迅速性の確保並びに子の心身に与える影響への配慮が重要である。子の引渡しの強制執行が遅延すると、裁判所の判断や当事者の合意によって定まった在るべき監護状態が形成されず、子の福祉に沿わない状態が続くこととなる。(日弁連, 広島弁)
- ・ 子の引渡しの強制執行においては、子の心身に与える影響が最小限となるような配慮が必要であるが、その実現のためにどのような強制執行の方法を採用すべきかについては、一義的に定めることが困難であり、最終的には、個別具体的な事案に即した強制執行ができる制度の検討が必要である。(日弁連, 広島弁)

【反対（規律の整備に反対）】女のスペース・おん, 個人

- ・ 子の引渡しの強制執行は、高葛藤な債権者・債務者の関係を悪化するものであるから、反対である。(女のスペース・おん, 個人)

【反対（行為主体を執行官とすることに反対）】W・Sひょうご, 個人

- ・ 子の引渡しの強制執行を実施する主体は、執行官ではなく、執行裁判所とすべきであり、その際、子の心理臨床経験を有する専門家の補佐を得られるようにすべきである。裁判官が自ら執行の現場に赴くべきである。(W・Sひょうご, 個人)
- ・ 子の引渡しの強制執行は、単なる事実的行為ではなく、子にとっては人身の自由の剥奪又は解放の手續である。執行官はこのような人権を直接侵害又は救済するための事項について判断する素養も訓練も受けていないから、監護を解く行為を執行官に委ねるべきではない。また、裁判官や執行官は、子の心理の専門的な素養も訓練も受けておらず、子と十分なコミュニケーションをもってその意思をアセスするすべもない。子の福祉のためには、専門的知見等を確保する必要がある。(個人)

【その他の意見】

- ・ 子の引渡しの強制執行は、子を単なる引渡しの客体と考えるのではなく、子の人権と福祉を実現することが必要である。(CAPセンター)
- ・ 子の引渡しの強制執行は、子の意思に反しないような形で行われるべきである。(シェルターネット, 個人)

2 その他の総論的な意見

- ・ 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化についての民事執行法の改正

とハーグ条約実施法の改正を同時に行うべきである。例えば、今回の民事執行法の改正の結果として国内の子の引渡しについては間接強制を前置しない（又は一定の要件の下で例外を認める）こととすれば、現在のハーグ条約実施法の規律との整合性を欠くこととなるからである。（個人）

- ・ 面会交流の強制執行についても、直接的な強制執行をすることができるような規律の整備が必要である。（k ネット，個人）

2 直接的な強制執行と間接強制との関係（間接強制前置）

子の引渡しの直接的な強制執行の申立ては、間接強制の決定が確定した日から2週間を経過した後でなければできないものとする。

（注1） 間接強制の手続を前置することを原則とした上で、子の急迫の危険を防止するために直ちに子の引渡しの直接的な強制執行をする必要があるときは、例外的に、間接強制の手続との前後を問わず、子の引渡しの直接的な強制執行の申立てをすることができるものとする考え方がある。

（注2） 本文の規律とは異なり、間接強制の手続との前後を問わず、子の引渡しの直接的な強制執行の申立てをすることができるものとする考え方がある。

（意見の概要）

1 試案の本文に対する意見

【試案の本文に賛成】家庭問題情報センター，連合，W・Sひょうご，個人

（間接強制の手続を前置することを原則とした上で、一定の場合にはその例外を認めるものとする意見（試案の注1）を含む。）

- ・ 子の引渡しの強制執行に当たっては、強制執行が子の心身に与える影響を最小限にとどめるため、可能な限り、債務者に自発的に子の監護を解かせることが望ましい。（連合）
- ・ 子の引渡しの強制執行に当たっては、子の福祉を侵害しないよう最大限の配慮を要する。子は人間であるから、債務名義の迅速な執行という観点だけではなく、引渡し方法が子の福祉に適うことも重要である。（個人）

【試案の本文に反対】大阪弁，沖縄弁，神奈川県弁，札幌弁，一弁，二弁，京大，東弁，日司連，日弁連，広島弁，福岡県弁，早稲田大研究会，個人

(1) 民事執行法の原則等との関係での意見

- ・ 複数の強制執行手段があり得る場合に、そのいずれを選択するかは、本

来、債権者に任されるのが民事執行法の原則である。(沖縄弁, 二弁)

- ・ 現在の実務においては、子の引渡しの強制執行に関し、間接強制を前置することなく、直接強制が実施されることがあるが、このことによる具体的な問題点は生じていないと思われる。(日弁連, 広島弁, 福岡県弁, 個人)

(2) 実効性の観点から間接強制前置の問題点を指摘する意見

- ・ 子の引渡しを強く拒絶する言動をしている債務者や、十分な資力を有する債務者（若しくは全く資力のない債務者）に対しては、間接強制により任意の履行を促す実際上の効果があるか疑問である。(沖縄弁, 神奈川県弁, 札幌弁, 一弁, 二弁, 日司連, 日弁連, 広島弁, 福岡県弁, 個人)
- ・ 子の引渡しを命じられる事案では、債権者と債務者との間の対立が激しいのが通常であり、本案審理の過程において、任意の引渡しを試みられたにもかかわらずこれが奏功しなかった場面が多いと思われる。このような事案においては、そもそも、債務者の任意の履行を期待することはできない。(神奈川県弁, 日弁連, 広島弁, 個人)
- ・ 直接的な強制執行に着手するまでに時間を要することとなれば、その間に子の所在が不明になるなどして、執行の実現が困難となるおそれがある。(沖縄弁, 札幌弁, 一弁, 二弁, 個人)
- ・ 間接強制を前置することにより直接的な強制執行の着手までに時間を要することとなれば、その間に子の生活監護状況が変化し、直接的な強制執行の実効性をあげることができないという考え方への配慮が必要である。(中京大)
- ・ 間接強制は、子が引き渡されることを拒絶しているときには、機能しない。(個人)

(3) 子の福祉の観点から間接強制前置の問題点を指摘する意見

- ・ 間接強制を前置することとなれば、直接的な強制執行までに時間を要することとなるが、債務名義作成段階において子の福祉が考慮された上で、債権者に子を引渡すことが子の福祉に適うとの判断がされた以上は、その債務名義の内容を迅速に実現することが子の福祉に適う。債権者と債務者との間の葛藤が激しい紛争に長期間にわたって巻き込まれることとなれば、それによる子の心身の負担は小さくない。(沖縄弁, 神奈川県弁, 二弁, 日司連, 日弁連, 広島弁, 福岡県弁, 個人)
- ・ 債務者による子の監護状況に問題がある場合においても間接強制を経なければ直接的な強制執行をすることができないとすれば、問題のある監護状況が継続することになりかねず、子の福祉に合致するとはいえない。(東弁)
- ・ 間接強制の前置を要求することは、審判前の保全処分により子の引渡し

が命じられる事案において、本案の判断を待たずに迅速に子の引渡しを実現することが子の福祉の適うとする趣旨に反する。(神奈川県弁, 日弁連, 広島弁, 福岡県弁)

- ・ 間接強制によって債務者が子を引き渡したということは、子に対して、親が金のために子を渡したとの印象や、親が自分を見放したという感情を与えるから、直接的な強制執行と比較して、子の心身に与える負担が小さいとは必ずしもいえない。(一弁, 日司連, 個人)

(4) 子の福祉に配慮するための代替案に関する意見

- ・ 間接強制を一律に前置しなくても、直接的な強制執行の条件等を工夫すれば、子の心身に与える影響を最小限に留めるための配慮をし得る。(一弁, 中京大)

(5) ハーグ条約実施法との関係に関する意見

- ・ ハーグ条約実施法に基づく子の返還を命ずる裁判においては、親権・監護権の帰属についての実体的な判断をしていないのに対し、国内における子の引渡しを命ずる債務名義においては、基本的に、債権者に親権・監護権が帰属することが前提となっているとの違いがある。(神奈川県弁, 一弁, 日司連, 早稲田大研究会)
- ・ ハーグ条約実施法において規定されている国際的な子の返還の場面では債務者がその債務につき子と共に子の常居所地国に戻る方法によって任意に履行することが可能であるのに対し、国内における子の引渡しの場面では債務者がその債務につき任意に履行をすることになれば、債務者は子と共に居続けることができなくなるという点で、債務者の負っている債務の内容が異なるから、間接強制の効果に差があると考えられる。(一弁, 二弁)
- ・ 国際的な子の返還の場面では出国に伴う諸手続等のために債務者の協力を得る必要性が極めて高いのに対し、国内の子の引渡しではそこまでの必要性はないという違いがある。(東弁)
- ・ ハーグ条約実施法との関係に関して、親権等の帰属についての実体的な判断の有無に着目した説明に対しては、親権等の確定的な帰属を前提としない審判前の保全処分命令を債務名義として子の引渡しの強制執行をする場合をどのように説明するかという問題があるとの指摘がある。しかし、この指摘に対しては、実務上、保全処分の審判の際には、子の監護権の所在に関する本案の結論を見据えた上での事実調査やそれに基づく審判がされていることなどを指摘することができる。(早稲田大研究会)
- ・ ハーグ条約実施法についても、間接強制の前置を必要的としている点について、その規律を見直す必要がある。(二弁, 東弁)

【その他の意見】

- ・ 間接強制の前置を常に要求する本文の規律に対しては、実務上の問題点の指摘が相当数あった。子に対する愛情があって任意に子を引き渡さない債務者に対する執行方法として、間接強制の実効性には疑問がある上、債務者による執行抗告等を招いて、執行の実現に至るまでの期間が長期化するおそれが高いとの指摘があった。(裁判所)
- ・ 間接強制の実施は、債務者の経済状態を悪化させることで、子の生活環境の悪化につながるという点で、デメリットもある。(個人)

2 試案の注に対する意見

【注1に賛成】家庭問題情報センター，個人

- ・ 例外要件の判断主体は執行裁判所とすべきである。(個人)
- ・ 間接強制を経ずに直接的な強制執行を実施する場合には、任意履行の勧告をする最後の機会として、債務者に対する審問を必要的とする規律を設けるべきである。(家庭問題情報センター)

【注2に賛成】大阪弁，札幌弁，一弁，二弁，日司連，日弁連，広島弁，福岡県弁，個人

(1) 具体的な規律の提案

- ・ 債権者が、間接強制と直接的な強制執行の申立ての区別をせず、これらを包摂した一個の申立てをすることとした上で、執行裁判所において、事案に応じて、間接強制によるか、直接的な強制執行によるかを決定する制度とすべきである。(大阪弁，早稲田大研究会，個人)
- ・ 本文及び注1の考え方には反対であるが、間接強制前置を基本としつつ、諸事情を考慮して裁判所が例外を認め得るとの規律とすべきであるとの意見があった。(一弁)
- ・ 債権者は子の心身の状況や債務者の行動について最も良く知る立場にあるから、直接的な強制執行と間接強制とのいずれの手續が適切であるのかを債権者の選択に委ねるのが良い。(日弁連)
- ・ 直接的な強制執行と間接強制のいずれの手續を先行させるかについては、債権者の選択に委ねるのが良い。(二弁，広島弁，個人)

(2) 注1に対する意見等

- ・ 間接強制を前置せずに直接的な強制執行をすることが認められる場合は、「急迫の危険を防止する」必要性がある場合に限定されるべきではない。(大阪弁)
- ・ 「子の急迫の危険を防止する」ための必要性が認められなくても、間接

強制により任意の履行を促す実際上の効果があるとはいえない事案がある。(大阪弁, 日弁連, 広島弁)

- ・ 注1の考え方は, 例外要件の該当性をどのように判断するかが疑問である。(札幌弁)
- ・ 間接強制の手続を経ずに直接的な強制執行を実施することができる場面を一定の要件を満たす例外的な場合に限る考え方では, 子の心身に与える具体的な負担の内容を踏まえた執行方法の選択が不可能である。(日弁連, 広島弁)
- ・ 注1の考え方によれば, その要件の存否の判断に一定の時間がかかることとなるから, 子の引渡しを迅速に実現することができない。(日弁連)

【その他の意見】

- ・ 試案の注1に対しては, 例外要件を可能な限り明確に規定し, 執行機関が判断する際に困難が生じないようにしなければ, 実務上の支障が生ずるとの指摘があった。(裁判所)

3 直接的な強制執行の手続の骨格

(1) 子が債務者と共にいること(同時存在)の要否

ア 執行官は, 子が債務者と共にいる場合に限り, 債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

イ 執行裁判所が事案の性質, 子の心身に及ぼす影響並びに既に行った強制執行の手続における債務者の言動及び当該手続の結果その他の事情を考慮して相当と認めるときは, アの規定にかかわらず, 執行官は, 子が債務者と共にいる場合でなくとも, 債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

(2) 債権者等の執行場所への出頭

執行官は, 債権者又はその代理人が執行の場所に出頭したときに限り, 債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

(3) 執行場所

ア 執行官は, 債務者の住居その他債務者の占有する場所において, 債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

イ 執行官は, アに規定する場所以外の場所においても, 子の心身に及ぼす影響, 当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは, 債務者による子の監護を解くために必要な行為をす

ることができるものとする。

(注1) 本文(1)の規律とは異なり、執行官は、子が債務者と共にいるか否かにかかわらず、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする考え方がある。

(注2) 本文(1)イの規定に基づき、子が債務者と共にいない場合において、債務者による子の監護を解くために必要な行為をするときについては、本文(2)の規定にかかわらず、債権者本人や児童心理の専門家等が執行の場所に出頭しなければならないものとする考え方があるほか、本文(3)イの規定を適用しないものとし、執行場所を例外なく債務者の住居その他債務者の占有する場所に限るとする考え方がある。

(意見の概要)

1 試案(1) (子が債務者と共にいることの要否) に対する意見

【試案(1)本文に賛成】 家庭問題情報センター，中京大，日司連，早稲田大研究会，個人

- ・ 子の福祉を考えた場合には、子が債務者と共にいるという条件が必要な場面が多いと考えられる一方で、この考えを貫くと、債務者が容易に執行妨害をすることができてしまうため、一定の例外が必要である。(日司連)
- ・ 試案(1)イに掲げられた考慮要素については、「子の心身に及ぼす影響」を第一に考えるべきである。(日司連)
- ・ 試案(1)イの要件の判断主体は、執行裁判所とするのが適当である。(早稲田大研究会)

【試案(1)本文に反対，又は，(注1)に賛成】 大阪弁，沖縄弁，神奈川県弁，札幌弁，一弁，二弁，東弁，日弁連，広島弁，福岡県弁，個人

(1) 実効性の観点から同時存在の問題点を指摘する意見

- ・ 子の引渡しに命じられる事案では、債権者と債務者との間の対立が激しいのが通常であり、本案審理の過程において、任意の引渡しを試みられたにもかかわらずこれが奏功しなかった場面が多いと思われる。このような事案においては、そもそも、債務者の任意の履行を期待することはできない。(二弁，日弁連，広島弁，福岡県弁)
- ・ 子の引渡しの直接的な強制執行を行うために子が債務者と共にいることを要求することとなれば、強制執行を実施しても債務者が恣意的にその執行場所に立ち会わないことなどによって、当該強制執行を不能に至らせる蓋然性がある。(沖縄弁，神奈川県弁，一弁，日弁連，広島弁，福岡県弁)

- ・ 債務者の勤務時間が不規則である事案のように、債務者と子が共にいる時間の把握が困難である場合には、執行が困難となる。(神奈川県弁, 日弁連, 広島弁, 福岡県弁)
- ・ 最終的な強制執行手段が実効的なものでなければ、結果として債務者による任意の履行を期待することができなくなる。(沖縄弁, 日弁連, 広島弁, 福岡県弁)
- ・ 子が債務者と共にいる場面で強制執行を実施すると、債務者の抵抗が強くなり、実力で子の引渡しを阻止しようとする事態も想定されるなど、紛争を激化することが予想される。(一弁, 二弁)

(2) 子の福祉の観点から同時存在の問題点を指摘する意見

- ・ 子が債務者と共にいる場面で強制執行を実施すると、債務者が取り乱したり抵抗したりするおそれがあること、両親の一方を選ばせるような心理的状況に子を追い込むことになりかねないこと、債務者が日中に就業している事案では早朝や深夜に執行が行われることが多くなることなどにより、かえって子の心身に好ましくない負担を与えるおそれがある。(沖縄弁, 神奈川県弁, 札幌弁, 二弁, 東弁, 日弁連, 広島弁, 福岡県弁, 個人)

(3) 具体的な規律の提案

- ・ 直接的な強制執行をするための条件に関しては、執行機関（執行裁判所等）が、一定の事情（事案の性質、子の心身に及ぼす影響並びに債務者の言動（既に行った強制執行の過程での言動に限る必要はない。）及びその他の事情など）を考慮して、子が債務者と共にいる場合に限るか、限らないかを判断するものとすべきである。(大阪弁, 二弁, 東弁, 日弁連, 広島弁, 個人)
- ・ 仮に同時存在を原則とするのであれば、その例外を柔軟に認めるべきである。試案(1)イの考慮要素のうち「既に行った強制執行の手続における債務者の言動及び当該手続の結果」を削除すべきである。(大阪弁, 沖縄弁)
- ・ 直接的な強制執行をするためには債務者が子と共にいなければならないことを原則とすると、実務においてその例外が認められる場合がほとんどない事態となるおそれがある。(二弁)

(4) ハーグ条約実施法との関係に関する意見

- ・ ハーグ条約実施法に基づく子の返還を命ずる裁判においては、親権・監護権の帰属についての実体的な判断をしていないのに対し、国内における子の引渡しを命ずる債務名義においては、基本的に、債権者に親権・監護権が帰属することが前提となっているとの違いがある。(神奈川県弁)
- ・ ハーグ条約実施法は、子の不法な連れ去り又は不法な留置がされた場合の子の返還を定めたものであるため、国内の子の引渡しの場面とは異なる。

(一弁)

- ・ 国際的な子の返還の場面では出国に伴う諸手続等のために債務者の協力を得る必要性が極めて高いのに対し、国内の子の引渡しではそこまでの必要性はないという違いがある。(東弁)
- ・ ハーグ条約実施法に関しても、同時存在の原則を要求している点について、その規律を見直す必要がある。(二弁，東弁)

【試案(1)アに賛成するがイに反対】シェルターネット，個人

- ・ 同居する親がいないところで引渡しがおこなわれるのは、もつてのほかである。(シェルターネット，個人)
- ・ 子の引渡しの強制執行は、執行官が債務者を説得し、債務者や子の納得を得た上で平穏に行われることが、子の福祉にとって重要である。(個人)
- ・ 子が債務者と共にいない場合に強制執行をするのは、人身保護類似の手続を経た後であれば許容できるが、それが許容できる類型は検討を要する。(個人)
- ・ 子が債務者と共にいる場合でなくても直接的な強制執行をすることができることとなれば、子が、債権者や執行官による連れ去りをおそれ、学校等への登校等をすることができなくなるおそれがある。(個人)

【その他の意見】

- ・ 試案(1)の本文には反対するが、本文の規律によれば子の福祉に配慮しつつ適切妥当な結論を導くことができるとして賛成する意見もあった。(一弁)
- ・ 試案(1)アに対しては、実務上の問題点の指摘が相当数あった。子の引渡しの直接的な強制執行を行うために子が債務者と共にいることを要求することについては、債務者が恣意的に執行場所に立ち会わないことにより強制執行を不能とさせる可能性があるとの指摘があった。子が債務者と共にいる場面で強制執行を実施するには、債務者が日中に就業している事案では早朝や深夜に執行が行われることが多くなることなどにより、当事者や関係者の負担が増大するとの指摘があった。(裁判所)
- ・ 試案(1)イに対しては、例外要件を可能な限り明確に規定し、執行機関が判断する際に困難が生じないようにしなければ、実務上の支障が生ずるとの指摘があった。(裁判所)
- ・ 試案(1)イに対しては、考慮要素を例示することは賛成であるが、その考慮要素としては、「既に行った強制執行の手続における債務者の言動」に限定するのは相当ではない。広く「債務者の言動」や「強制執行までの経過」を考慮すべきである。(一弁，福岡県弁)

- ・ 子の引渡しの際には、債務者を説得して同席を求め、子の納得を得ることが何よりも重要である。(W・Sひょうご)

2 試案(2) (債権者等の執行場所への出頭) に対する意見

【試案(2)に賛成】 大阪弁, 沖縄弁, 札幌弁, 一弁, 二弁, 東弁, 日弁連, 広島弁, 福岡県弁, 早稲田大研究会, 個人

- ・ 執行官等が長期間にわたって子を監護するなどの事態は想定すべきではなく、執行官が債務者による子の監護を解いた際には、債権者自ら又はその代理人が執行場所で子を実際に監護する状態に至っていることが望ましい。(大阪弁, 沖縄弁, 一弁, 二弁, 日弁連)
- ・ 現在の実務においても、債権者又はその代理人が執行場所に出頭するのが通常である。(一弁, 日弁連)
- ・ 事案によっては、債権者本人が出頭することができない場合もあり得るし、執行場所や債権者と債務者の対立状況によっては、債権者本人が執行場所に出頭しない方が良い場合も考えられるため、代理人が出頭した場合にも執行を認めるべきである(沖縄弁)
- ・ 債権者又はその代理人の出頭を確保することにより、これらの者を執行場所に立ち入らせて子や債務者と面会させるなど、執行官の行為の選択肢が広がり、執行の実効性を向上させることが期待される。(一弁)

【試案(2)に反対 (債権者本人の出頭を必須とすべきである)】 日司連, W・Sひょうご, 個人

- ・ 現在同居する親等と分かれる子の不安を最小化するためには、債権者の代理人ではなく、裁判所によって子の監護者と認められた債権者本人が、必ず、執行場所に出頭すべきである。(日司連, W・Sひょうご, 個人)

【試案(2)に反対 (債権者等の出頭を必須とすべきではない)】 中京大

【その他の意見】

- ・ 債権者と債務者が同じ場所にいることとなる結果として子の福祉が損なわれることがないように、特段の配慮に関する検討が必要である。(家庭問題情報センター)
- ・ 債務者からの暴力等によって債権者が債務者等と面会するが困難である事案があり得ることに加え、子の監護に関して債権者の親族等が債権者と同じ役割を果たし得る場面があることから、具体的事案において特に必要と認められる場合には、債権者本人ではなく、債権者本人に準じて子を良く知る者

が出頭すれば良いものとするについても検討すべきである。(日弁連)

3 試案(3) (執行場所) に対する意見

【試案(3)に賛成】家庭問題情報センター, 中京大, 日司連, 連合, 早稲田大研究会, 個人

- ・ 強制執行が行われていることを第三者に知られたくないという債務者や子の心情に配慮する観点から, 執行場所は, 債務者の住居とするのが相当である。(日司連, 連合)
- ・ 例えば, 債務者の両親の住居や保育園, 学校など, 子の心身に及ぼす影響に鑑み, 適当と思われる場所を執行場所とすることができるようにすべきである。(日司連)
- ・ 債務者の住居等において強制執行をすれば債務者の抵抗が強いことが予想される場合には, 保育園等で強制執行を実施することが望ましい。(個人)

【試案(3)に反対】大阪弁, 沖縄弁, 神奈川県弁, 札幌弁, 一弁, 二弁, 東弁, 日弁連, 広島弁, 福岡県弁, 個人

(1) 本文の規律の問題点を指摘する意見

- ・ 執行場所を原則として債務者の住居等に限定すると, 債務者が子を祖父母等に預けることにより, 容易に執行不能の状態を作出することができることになってしまう。(沖縄弁, 神奈川県弁, 日弁連, 広島弁, 福岡県弁)
- ・ 実務において, 学校や保育園など, 債務者の住居等以外の場所で強制執行を実施する必要性は高い。(一弁, 二弁)
- ・ 債務者の住居等以外の場所において子の引渡しの強制執行をしたとしても, その執行方法を工夫すれば, 執行場所に第三者が巻き込まれるとは限らないし, 債務者や子のプライバシーの保護が困難とは限らない。(日弁連, 広島弁)
- ・ 学校や保育園などの場所であって, 子に馴染みのある安心できる場所の方が, 子に無用な不安感を与えない場合もあり得る。子の生活の本拠である住居において執行しなければならないとなると, 生活の本拠が凄惨な場所として子の記憶に残ることになりかねない。(東弁)
- ・ 事案によっては, 学校や保育所, 祖父母宅等における執行をすることが子の福祉の観点からも適切な場合がある。(沖縄弁)
- ・ 執行場所を債務者の住居等とすることを原則とした上で, 一定の要件を満たす場合に限って例外的にそれ以外の場所での執行を許容するものとする規律を設けると, 柔軟な運用が困難となる。(大阪弁, 神奈川県弁)

(2) 具体的な規律の提案

- ・ 強制執行を実施する場所については、事案の性質、子の心身に及ぼす影響、当該場所及び周囲の状況その他の事情を考慮して、個別事案ごとに指定（選択）をすることとするのが良い。（大阪弁，神奈川県弁，札幌弁，一弁，二弁，日弁連，広島弁，福岡県弁，個人）
- ・ 執行場所を決定する主体は、執行裁判所（執行機関）とすべきである。（大阪弁，神奈川県弁，日弁連，広島弁，福岡県弁，個人）
- ・ 仮に、執行場所を債務者の住居等とすることを原則とした上で、一定の要件を満たす場合に限って例外的にそれ以外の場所での執行を許容するものとする規律を設けるのであれば、その例外が認められるための考慮要素として、強制執行の実効性を付け加えるべきである。（二弁）

(3) ハーグ条約実施法との関係に関する意見

- ・ 国際的な子の返還の場面では出国に伴う諸手続等のために債務者の協力を得る必要性が極めて高いのに対し、国内の子の引渡しではそこまでの必要性はないという違いがある。（東弁）

【その他の意見】

- ・ 執行場所については、執行裁判所（裁判官）が、心理臨床経験を有する専門家の補佐を受けて、指定すべきである。（W・Sひょうご，個人）
- ・ 債務者と子に対し、裁判所への出頭を命じ、それに従わない場合には債務者の住居を執行場所とすべきであり、事案によって柔軟に変更すべきである。（個人）
- ・ 本文の規律には反対するが、本文の規律によれば子の福祉に配慮しつつ適切妥当な結論を導くことができるとして賛成する意見もあった。（一弁）

4 試案の注2に対する意見

【試案の注2に反対】大阪弁，沖縄弁，神奈川県弁，一弁，東弁，日弁連，広島弁，福岡県弁，個人

- ・ 執行場所を債務者の住居等に限定すべきでないことについては、上記3【試案(3)に反対】の意見と同様である。（神奈川県弁，東弁，日弁連，広島弁，個人）
- ・ 児童心理の専門家等については、人材を確保することができるか等の問題がある。（大阪弁，沖縄弁，日弁連）
- ・ 児童心理の専門家等が執行場所に出頭したとしても、子の心身に与える負担を軽減することができるとは限らない。（神奈川県弁，日弁連，広島弁）
- ・ 注2の考え方については、執行場所に立ち会うべき専門家として、どのような職種，経歴，能力を有する者が適切であるのか，適切な専門家確保す

- ることができるかなどにつき、不明な点が多い。(広島弁、福岡県弁)
- ・ 子が債務者と共にいない場合において子の監護を解くために必要な行為をするときには、児童心理の専門家の立会いを必須とするのではなく、債務者本人の出頭又は児童心理の専門家の立会いを必要とすべきである。(大阪弁、個人)
 - ・ 子が債務者と共にいない場合においても、執行場所の決定は、執行裁判所が子の福祉の観点から柔軟に考慮して決定すべきである。(大阪弁、個人)

【その他の意見】

- ・ 試案の注2に対しては、実務上の問題点の指摘が相当数あった。専門家等の出頭や執行場所をどのようにするのかの問題は、個別の事案ごとに子の福祉に配慮して検討されるべきものであり、一律の規律を設けると、むしろ、円滑な執行を阻害するとの意見があった。(裁判所)

5 その他の意見

- ・ 子が債務者と共にいるか否かにかかわらず、子の最善の利益の実現を図るため、直接的な強制執行をするためには、児童心理の専門家等が必ず関与しなければならないものとすべきである。(家庭問題情報センター、二弁、シェルターネット、W・Sひょうご、個人)
- ・ 執行に際しては、債務者を説得して任意の履行を促すことに加え、子の気持ちを酌み取るためにも、臨床心理士等の専門家の協力を得るようすべきである。(連合)

4 執行場所における執行官の権限等

(1) 執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができるものとする。

ア 債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において子を捜索すること。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。

イ 債権者若しくはその代理人と子を面会させ、又は債権者若しくはその代理人と債務者を面会させること。

ウ 債務者の住居その他債務者の占有する場所に債権者又はその代理人を立ち入らせること。

(2) 執行官は、債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所において、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に

対し説得を行うほか、当該場所を占有する者の同意を得て、(1)アからウまでに掲げる行為をすることができるものとする。

(3) 執行官は、(1)又は(2)の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができるものとする。

(4) 執行官は、(3)の規定にかかわらず、子に対して威力を用いることはできないものとする。子以外の者に対して威力を用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合においては、当該子以外の者についても、同様とするものとする。

(5) 執行官は、(1)又は(2)の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し、債権者又はその代理人に対し、必要な指示をすることができるものとする。

(意見の概要)

1 試案(1)に対する意見

【賛成】 大阪弁、沖縄弁、札幌弁、一弁、二弁、東弁、日司連、日弁連、連合、広島弁、早稲田大研究会、個人

- ・ 執行官の権限を明確化する必要がある。(札幌弁、日弁連、広島弁、個人)
- ・ 直接的な強制執行の方法は、子の福祉の観点から、債務者への説得によって債務者が任意に子の監護を解くことを原則的態様とすべきである。(沖縄弁、一弁、東弁、連合)
- ・ 試案(1)に掲げられた各行為は、直接的な強制執行のために必要な行為である。(沖縄弁、札幌弁、個人)
- ・ 試案(1)ア、イの行為は、現在の実務でも執行官が動産の引渡しの強制執行に関する規律の類推適用により可能であると考えられるが、その権限を明確に規律することは、強制執行の実効化に資するものである。(一弁、東弁)
- ・ 債権者等が債務者の住居等に立ち入ることは、子や債務者との面会や、子の引き取りのために必要であり、また、円滑な強制執行の実現や執行官による説得をする上でもその立入りが効果的である。(一弁、東弁)
- ・ 手続保障の観点から、住居への立入り等には、本来、裁判所の令状が必要とも考えられるが、動産の執行では執行官が債務者の住居等に令状なく立ち入っているため、子の引渡しの場面でのみ令状を要求するのはバランスを欠く。(大阪弁)

【反対】 W・Sひょうご、個人

- ・ 債権者が債務者の住居等に立ち入ることは禁じるべきである。(W・Sひょうご)

うご)

- ・ 直接的な強制執行に当たっての必要な行為をするに当たっては、執行官の判断ではなく、執行裁判所の判断を必要とすべきであり、その際、心理臨床経験を有する専門家の補佐を受けるべきである。(W・Sひょうご，個人)

【その他の意見】

- ・ 執行官の権限を明確化することについては賛成である。ただし、執行官が債務者に任意の履行を求めるための「説得」を行わなければならないものとするには反対である。現在の実務においても、執行官は、手続の「説明」を行っており、それで十分である。(福岡県弁)
- ・ 試案(1)ウに関し、債権者等の立入りの必要性判断については、文言上の制約がないとしても、債務者のプライバシーを保護する観点から、現場における個別具体的な状況に応じて慎重にされるべきものと考えられる。(札幌弁，東弁)
- ・ 試案(1)ウに関し、過去にDVがあったような事案では、債権者が債務者の住居等に立ち入ることは禁じるべきである。(個人)

2 試案(2)に対する意見

【賛成】 沖縄弁，一弁，二弁，東弁，日司連，日弁連，広島弁，早稲田大研究会，個人

- ・ 債務者以外の者が占有する場所に立ち入るために、その場所の占有者の同意を必要とすることは、合理的である。(東弁)
- ・ 保育園や学校のように債務者が占有していない場所を執行場所とする場合には、保育園や学校の管理者の承諾を必要とすべきである。(日司連)
- ・ 立入りについての同意が得られれば、執行官が債権者等と子又は債務者と面会させることについては、執行場所の占有者の同意は不要であると考えべきであるから、同意の対象を明確にすべきである。(沖縄弁，一弁，二弁)
- ・ 「当該場所を占有する者の同意」は、当該場所の立入りについての同意であることを明確にすべきである。(日弁連，広島弁)

【反対】 大阪弁，札幌弁，個人

- ・ 説得の規定を置くことには反対である。不動産の引渡しや動産の引渡しには、説得に関する規律がないが、執行官は債務者に対して履行をするよう説得を行っている。子の引渡しの強制執行に関する部分にのみ説得の規定を設けるのは、バランスを欠く。(大阪弁，個人)
- ・ 債務者の住居等以外の場所での執行をする際には、その場所を占有する者

の同意を得ることが望ましいものの、その同意を得ることができない限り執行をすることができないのであれば、子の引渡しを命ずる債務名義を実効的に実現することができず、妥当ではない。(札幌弁)

- ・ いかなる場所であっても強制執行をすることができるようにすべきである。(個人)
- ・ 直接的な強制執行に当たっての必要な行為をするに当たっては、執行官の判断ではなく、執行裁判所の判断を必要とすべきであり、その際、心理臨床経験を有する専門家の補佐を受けるべきである。(個人)

【その他の意見】

- ・ 「当該場所を占有する者の同意」は、当該場所の立入りに関する同意であることを明確にすべきである。(大阪弁, 福岡県弁)
- ・ 執行場所の占有者の同意が得られないからといって、執行することができないという結論で放置すべきではない。同意が得られなくても執行することができるような対応策（債務名義の執行力を及ぼす規律を設けること等）について、検討されるべきである。(日弁連, 広島弁, 二弁, 大阪弁, 個人)
- ・ 執行場所の占有者が明らかでないときや、その占有者の速やかな同意を得ることが困難であるときは、その同意を得ることなく、その場所における執行することができるものとすべきである。(福岡県弁)
- ・ 債務者の住居等以外の場所における強制執行に関して、当該場所を占有する者の同意が得られない事案に対応するための規律を設けるべきである。例えば、民事執行法第23条第3項及び第27条第2項に準じた執行文付与の制度を新たに整備し、かつ、執行裁判所が執行文付与に代わる決定をすることで、当該場所を占有する者の同意がなくても、当該場所における強制執行をすることができるようにすべきである。(個人)

3 試案(3)及び(4)に対する意見

【賛成】大阪弁, 沖縄弁, 札幌弁, 一弁, 二弁, 東弁, 日司連, 日弁連, 連合, 広島弁, 福岡県弁, 早稲田大研究会, 個人

- ・ 執行官による威力の行使は、抵抗を排除し、強制執行を実効的なものとするために必要である。(大阪弁, 沖縄弁, 一弁, 東弁, 日司連, 日弁連, 広島弁)
- ・ 子に対して威力を用いるべきではない。子は債務名義の名宛人ではなく、子に対する威力の行使は子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある。(大阪弁, 沖縄弁, 日司連, 日弁連, 連合, 広島弁, 福岡県弁)
- ・ 第三者に対する威力が子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合も

ある。(沖縄弁)

- ・ 試案(4)は、ハーグ条約実施法第140条第4項と同様のものであり、合理的である。(東弁)
- ・ 試案(3)及び(4)の「威力」の具体的な内容については、引き続き検討する必要がある。(札幌弁)
- ・ 子に対して行使することができないとされる「威力」の具体的内容をより明確にすべきである。(一弁)
- ・ 子に対する威力の使用に関し、単に幼い子を抱きかかえるに留まるなどの有形力の行使は、威力には該当しないものとすべきである。(広島弁、福岡県弁)
- ・ 警察の援助を求めるための要件である「抵抗を受けるとき」には、現に抵抗を受けたときのみならず、「抵抗を受けることが予想される時」を含むものとすべきである。(福岡県弁)

【反対】個人

- ・ 試案の内容では、子に対して行使することができないとされる「威力」の程度が必ずしも明らかではないため、より詳細な規定が必要であると思われる。(個人)
- ・ 債務者に対する威力の行使は禁止すべきである。(個人)
- ・ 子に対する威力の行使を全面的に禁止することには反対である。債務者による監護状態が劣悪であるような事案においては、子に対する威力の行使を伴う強制執行が、その時点における子の利益に反するとしても、将来の子の利益に資することがあり得る。(個人)

【その他の意見】

- ・ 執行官は、子が嫌がったり抵抗したりする場合には、無理やり連れ出したり捕まえたりすることは許されないし、債務者についても子を引き離すなどの実力行使は禁じるべきである。(W・Sひょうご)
- ・ 執行官が乳児を抱き上げて債権者に引き渡す行為や、口頭で拒絶の意思を示している子の手を引いたり肩を押したりする行為は、子の意思を制圧し得る有形力の行使になり得るから、「威力の行使には当たらず許される」とはいえない。(個人)
- ・ 子が嫌がって座り込んでいたり、逃げまどっていたりするなどして抵抗を示した場合には、執行官がその子の身体に触れて連れ出したり、追いかけて捕まえたりすることは、絶対に許されないようにすべきである。(個人)

4 試案(5)に対する意見

【賛成】大阪弁，沖繩弁，札幌弁，一弁，二弁，東弁，日司連，日弁連，広島弁，福岡県弁，早稲田大研究会，個人

- ・ 執行官の権限を明確化するために必要な規定である。(札幌弁，東弁，日弁連，広島弁，福岡県弁)
- ・ 試案(5)の権限は，執行場所の秩序を維持するために必要である。(大阪弁)
- ・ 子の引渡しの現場に慣れた執行官が指揮をとり，債権者やその代理人がこの指示を受けて行動するのが望ましい。(沖繩弁)
- ・ 執行場所において混乱が予想される場合への対処等のため，執行官の指示権限を明確化しておくことが有益である。(一弁)

5 その他の意見

- ・ 子が引渡しを拒絶した場合には，強制執行は不能として打ち切るべきである。(シェルターネット，W・Sひょうご，個人)

5 直接的な強制執行の執行機関等

【甲案】(執行裁判所が執行機関となる案)

- (1) 子の引渡しの直接的な強制執行は，執行裁判所が第三者に債務者による子の監護を解くために必要な行為を実施させる決定をする方法により行うものとする。
- (2) (1)の決定は，債務者による子の監護を解くために必要な行為をする者として執行官を指定しなければならないものとする。

【乙案】(執行官が執行機関となる案)

子の引渡しの直接的な強制執行は，執行官が債務者による子の監護を解いて債権者に監護させる方法により行うものとする。

(意見の概要)

【甲案に賛成】大阪弁，沖繩弁，神奈川県弁，家庭問題情報センター，札幌弁，一弁，二弁，東弁，CAPセンター，日司連，日弁連，広島弁，福岡県弁，早稲田大研究会，W・Sひょうご，個人

- ・ 個別の事案における具体的な執行方法を定めるに当たっては，強制執行の実効性の強化及び迅速性を確保し，子の心身に与える影響に配慮するために，子の年齢，監護状況，債務者の言動等を個別具体的に検討した上で判断する必要がある。このような判断をする主体は(家庭)裁判所がふさわしい。(沖繩弁，神奈川県弁，札幌弁，一弁，二弁，東弁，日司連，日弁連，広島弁，福岡県弁)

- ・ 代替執行の規律を前提とすると、子が第三者に預けられている場合の強制執行の可否については、建物収去土地明渡の債務名義に基づく収去明渡執行の規律が参考になるのではないかと思われる。すなわち、債務者が子の引渡しにおいて負っている債務は、子に対する監護を解いて債権者に引き渡す義務であるところ、子を債務者以外の第三者が監護している場合には、まずは債務者が第三者の監護を解いた上で債権者に子を引き渡す義務を負っていると考えられる。このように考えると、債務者以外の第三者の監護を解く行為は、建物収去土地明け渡しの場合における建物収去行為になぞらえることができるのではないかと考えられる（第三者の監護を解く行為自体は、代替的作為義務として良い）。この場合には、審判等の主文で第三者の監護を解く旨を明記する必要があるだろう。（早稲田大研究会）

【乙案に賛成】個人

- ・ 子の引渡しの強制執行は、現在も執行官が行っており、ノウハウの蓄積がある。（個人）
- ・ 執行場所に臨場しない裁判官が、直接的な強制執行の条件等について、予め的確な判断を示すことは困難であり、執行官が、現場での臨機応変な対応を可能とする必要がある。（個人）

【その他の意見】

- ・ 試案の甲案に対しては、必要的審尋や執行抗告により手続遅延を招くことになるとの指摘があった。（裁判所）
- ・ 試案の乙案に対しては、間接強制の前置の例外や、同時存在の例外などの規律が設けられるのであれば、執行官が判断することは困難であるとの指摘があった。（裁判所）

（関連するその他の論点に関する意見の概要）

1 直接的な強制執行の対象となる子の範囲に関する意見

- ・ 子の年齢にかかわらず、その子が引渡しを拒絶する場合には、直接的な強制執行の対象とすべきではない。（個人）
- ・ 「子」以外の人の引渡しの強制執行に関する規律についても整備すべきである。（大阪弁，個人）

2 子の所在調査に関する意見

- ・ 子の所在調査のための調査嘱託や調査命令の制度を創設すべきである。（大

阪弁，日弁連，個人)

- 子の所在調査のための制度を設けることには反対である。現行法においても，必要な調査は，家事事件手続法第289条第5項によって対応することが可能である。私人に対して一定の情報提供義務を課す法的根拠はない。債務者がDVから避難しているような事案では，債務者の居所が明らかになることで，債務者の安全が害されるおそれがある。(個人)

3 その他の事項に関する意見

- 強制執行の実効性及び迅速性の確保を確保するとともに子の心身に与える影響に十分な配慮をするため，人身保護法の規定を参考に，裁判所の命令により債務者が子を裁判所に出頭させる制度を創設することも検討すべきである。(一弁，二弁，CAPセンター，日弁連，W・Sひょうご，個人)
- 子の引渡しの強制執行は，民事執行法第8条の例外として，夜間休日にも実施することができるものとすべきである。(個人)
- 直接的な強制執行の場面において，子の心身に与える影響を最小限に抑えるために，児童心理の専門家を活用すべきであるから，専門家の報酬の根拠を明確にした上で，その費用が当事者の負担とならないような仕組みを構築すべきである。(個人)

(別紙)

意見提出団体とその略称

団体名	略称
一般社団法人信託協会	信託協会
一般社団法人全国信用金庫協会	全信協
一般社団法人生命保険協会	生保協会
一般社団法人全国銀行協会	全銀協
一般社団法人日本損害保険協会	損保協会
大阪いちょうの会	いちょうの会
大阪弁護士会	大阪弁
沖縄弁護士会司法法制委員会	沖縄弁
神奈川県弁護士会	神奈川県弁
関東弁護士会連合会	関弁連
岐阜県弁護士会	岐阜県弁
共同親権運動ネットワーク	kネット
京都司法書士会	京都司
クレジット被害対策・地方消費者行政充実会議	クレちほ
公益社団法人家庭問題情報センター	家庭問題情報センター
裁判所	裁判所
札幌弁護士会	札幌弁
奨学金問題対策全国会議	奨学会議
全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会	被連協
全国青年司法書士協議会	全青司
全国ヤミ金融・悪質金融対策会議	ヤミ金対策会議
第一東京弁護士会	一弁
第二東京弁護士会	二弁
中京大学法科大学院	中京大
東京弁護士会	東弁
特定非営利法人CAPセンター・JAPAN	CAPセンター
日本司法書士会連合会	日司連

団体名	略称
日本証券業協会	日証協
日本弁護士連合会	日弁連
日本労働組合総連合会	連合
バークレイズ証券株式会社	バークレイズ証券
広島弁護士会	広島弁
福岡県弁護士会	福岡県弁
宮城県クレジット・サラ金問題を解決する会	みやぎ青葉の会
早稲田大学民事手続判例研究会	早稲田大研究会
43条対策会議	43条対策会議
NPO法人女のスペース・おん	女のスペース・おん
NPO法人全国女性シェルターネット	シェルターネット
W・Sひょうご	W・Sひょうご